2　その他

(一)　1(一)は、鉄道事業者が平成二八年四月一日からこの法律の施行の日の前日までの間のいずれかの日から施行した災害復旧事業についても、適用することとした。（附則第二項関係）

(二)　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律（法律第六四号）（環境省）

1　題名の改正

題名を「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に改めることとした。

2　目的

海岸漂着物対策の必要性の認識として、海岸漂着物等が海洋環境の保全を図る上でも深刻な影響を及ぼしている旨及び海岸漂着物等が大規模な自然災害の場合に大量に発生している旨を追加することとした。（第一条関係）

3　「漂流ごみ等」の追加

我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物を「漂流ごみ等」として定義した上で、新たに「漂流ごみ等」を「海岸漂着物等」に追加することとした。（第二条関係）

4　循環型社会の形成等による海岸漂着物等の発生抑制

海岸漂着物対策は、循環型社会形成推進基本法その他の関係法律による施策と相まって、海岸漂着物等の発生の効果的な抑制が図られるよう十分配慮されたものでなければならない旨を明記することとした。（第五条関係）

5　マイクロプラスチック対策

(一)　基本理念

海岸漂着物対策は、海域においてマイクロプラスチック（微細なプラスチック類をいう。以下同じ。）が海洋環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあること及びその処理が困難であること等に鑑み、海岸漂着物等であるプラスチック類の円滑な処理及び廃プラスチック類の排出の抑制、再生利用等による廃プラスチック類の減量その他その適正な処理が図られるよう十分配慮されたものでなければならないこととした。（第六条第二項関係）

(二)　事業者の責務

事業者は、マイクロプラスチックの海域への流出が抑制されるよう、通常の用法に従った使用の後に河川その他の公共の水域又は海域に排出される製品へのマイクロプラスチックの使用の抑制に努めるとともに、廃プラスチック類の排出が抑制されるよう努めなければならないこととした。（第一一条の二関係）

6　更なる海岸漂着物対策

(一)　漂流ごみ等の円滑な処理の推進

国及び地方公共団体は、地域住民の生活又は経済活動に支障を及ぼす漂流ごみ等の円滑な処理の推進を図るよう努めなければならないこととした。（第二一条の二関係）

(二)　民間団体等の表彰

国は、海岸漂着物等の処理等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとすることとした。（第二五条第三項関係）

(三)　国際的な連携の確保及び国際協力の推進

国は、海岸漂着物対策を国際的協調の下で推進することの重要性に鑑み、海岸漂着物対策の推進に関する国際的な連携の確保及び海岸漂着物等の処理等に関する技術協力その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずるものとすることとした。（第二八条の二関係）

7　施行期日等（附則関係）

(一)　検討

政府は、最新の科学的知見及び国際的動向を勘案し、海域におけるマイクロプラスチックの抑制のための施策の在り方について速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることとした。

(二)　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

法律

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成三十年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第六十二号

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律

（卸売市場法の一部改正）

第一条　卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　卸売市場に関する基本方針（第三条）
第三章　中央卸売市場（第四条―第十二条）
第四章　地方卸売市場（第十三条―第十五条）
第五章　雑則（第十六条・第十七条）
第六章　罰則（第十八条・第十九条）
附則

第一条中「の整備を計画的に促進するための措置、卸売市場の開設及び卸売市場における卸売その他の取引に関する規制等について定めて、卸売市場の整備を促進し、及び」を「が食品等の流通（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第二条第二項に規定する食品等の流通をいう。）において生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていることに鑑み、卸売市場に関し、農林水産大臣が策定する基本方針について定めるとともに、農林水産大臣及び都道府県知事によるその認定に関する措置その他の措置を講じ、」に、「もつて」を「もつて」に改める。

第二条第二項中「であつて」を「であつて」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3　この法律において「開設者」とは、卸売市場を開設する者をいう。

4　この法律において「卸売業者」とは、卸売市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、当該卸売市場において卸売をする業務を行う者をいう。

第二条に次の一項を加える。

5　この法律において「仲卸業者」とは、卸売市場において卸売を受けた生鮮食料品等を当該卸売市場内の店舗において販売する者をいう。

第三条を削る。

第二章を次のように改める。

第二章　卸売市場に関する基本方針

第三条　農林水産大臣は、卸売市場に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　卸売市場の業務の運営に関する基本的な事項
二　卸売市場の施設に関する基本的な事項
三　その他卸売市場に関する重要事項